

「第257回判例・事例研究会」

日 時	平成30年5月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 水口 瑛介

【事例】

事 例	<p>① X社は、通関手続の代行業務を行う会社である。</p> <p>② X社は、Y社から通関手続代行業務の委託を受け、通関手続を行うとともに、Yが国に支払うべき関税、消費税及び輸送費用を立替払いした。</p> <p>③ X社は、Y社に対し、Xが立替払いした関税、消費税及び輸送費用に加え、通関手続代行手数料を請求した。</p> <p>④ その数か月後、Y社は破産手続開始申立てをし、破産手続開始決定を受けた。</p>
前 提	租税債権のうち、破産手続開始前の原因により発生した租税等の請求権で、手続開始当時において納期限が未到来または納期限から1年を経過していないものは財団債権となり、これ以外のものは優先的破産債権となる。
問題意識	X社が立替払いしたことによりX社はY社に対し求償権を取得することになるが、この求償権を確保するために国のYに対する租税債権（関税及び消費税）について代位できるか。
検 討	(参考判例) 東京地裁平成27年11月26日 弁済による代位は、弁済者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、債権者の債務者に対する原債権及びその担保権を弁済者に移転させるものであるが、債権の性

質上譲渡することが許されない債権については、弁済による代位が否定されることになるというべきである。

ところで、租税債権は課税要件を満たす事実関係が存在する場合に発生する法定債権であるが、その具体的な税額の確定については、納税義務者の申告によるほか税務署長による更正処分、決定処分、賦課処分などの行政処分によるべき場合があること、納税義務者が納期限までに納付しない場合、納税義務の履行を実現するには裁判手続によるのではなく行政処分として財産の差押えをし、公売に付し換価手続をしなければならず、私法上の債権のように債権自体の譲渡による換価は認められていない。また、租税債権には、税負担の公平の観点から、租税の減免、不徴収、和解をすることも認められていないという私法上の債権とは異なる特色がある、これらの性質に照らすと、租税債権は、公法上の債権として、私人間でこれを直接行使することが予定されていないというべきである。そうすると、租税債権は、当事者の意思が尊重される私人間の債権債務関係と同様に論ずることはできず、権利の性質上、私人の対する譲渡が許されない債権であると解するのが相当である。